

1 延長保育事業

母親の就労のため、どうしても時間の延長が必要な方、子どもの情緒安定に配慮し、発達の状況、生活の習慣、健康の状態をチェックし、保育士と意思の疎通を図り保育していく。

延長時間帯

午前 7:30分から8:00分まで

午後 16:00分から 19:30分 (いばばらこども園は 19:00)まで行っています。

豊川市では保護者の就労状況、家庭の事情により、平常保育時間を超えて保育を必要とする児童のため、指定園方式で延長保育を実施しています。

1 対象児童保護者の誰もが次の要件のいずれかに該当すると認められる家庭の児童です。

(1) 保護者の居宅外労働

保護者が平常保育時間以外においても、居宅外で勤務しなければならないため保育ができない。

(2) 保護者の居宅内労働

保護者が特殊な労働により平常保育時間以外においても、居宅内で労働しなければならないため保育ができない児童

(3) 保護者の病気、入院等保護者が病気にかかり、もしくは負傷し、又は心身に障がい

を有しているため平常の時間を超えて、保育を必要としている児童

(4) その他

各園長が必要と認める児童

延長保育を希望されても調査の結果、必要が認められない場合には平常保育にてお願いすることもありますのでご了承ください。

* この延長保育は最小限にさせていただき、母親または父親が休日で子どもの世話ができる日は、ご遠慮ください。そして家族のふれあいの機会としてください。

必要な方は保育園に申請用紙が有りますので提出してください。

2 延長保育実施園及び延長保育時間

	時 間
平 日	午前7時30分から午後7時30分まで
土曜日	午前7時30分から午後2時まで

指定園は増えているかもしれませんので、子ども課へお聞きください。

(0533-89-2133)

3 間食代等

午後4時から6時までの延長保育を利用される方は、1人月額1,000円を間食費代、保育材料費代等として負担していただきます。午後6時から午後7時30分までの延長保育を利用する方は、別に保育料として次の通り負担していただきます。延長保育のおやつは家庭には持たせません。

(1) 午後6時から午後7時までの間に保育の実施を受けた場合。

加 算 1,000円

(2) 午後7時から午後7時30分までの間に保育の実施を受けた場合。

加 算 500円

4 保育形態

平常保育に連動して保育するもので、保育形態は混合保育で行います。

5 申請方法

入園している保育園にて手続き

* 市の規定により延長保育、一時保育、休日保育の料金は変更される場合があります。

保護者へ

子どもの福祉を最優先し保護者に子どもの気持ちや行動、様子など知らせ保護者への励ましと助言と理解を求めていく。